

岩手県告示第804号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年10月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社紺野建設
 - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町世田米字火石29番地4
 - ウ 代表者の氏名 熊谷進
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第4315号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年10月18日付けで建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年10月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 林建設
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字江刈内第1地割4番地10
 - ウ 代表者の氏名 林富美雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第5704号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年10月4日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年10月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社松村工業
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市田頭第24地割14番地1
 - ウ 代表者の氏名 松村正彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7776号
 - (3) 処分の内容 土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年10月7日付けで土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年10月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 足利ダクト工業
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区真城字迎畑30番地2
 - ウ 代表者の氏名 足利光洋
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第60176号
 - (3) 処分の内容 管工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月20日付けで管工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第

29条第1項第4号に該当する。